

# 年金だより



たかたが、外国に住むことになつたかたで引き続き国民年金に加入したいかたもこの制度に加入することになります。

## 住所などの 変更届けを忘れずに

## 納め忘れのかたへの 救済制度

国民年金に加入しているかたで就職や転居、結婚などで住所などが変更となつたときは手続きが必要です。もし、手続きを忘れると、せっかくの受給権を失つたり、将来の老齢基礎年金の支給額が減額されることがあります。ご注意ください。

## 年金Q&A

### 保険料の納付義務

国民年金の保険料を納め忘れた方を救済する制度があります。それが任意加入制度です。

六十歳以上六十五歳未満のかたで、保険料を納付した期間が給付資格期間に不足していたり、二十二年間納付したが、もっと高い年金を受けたいというかたです。また、六十歳未満で、すでに厚生年金の老齢年金や共済組合の退職年金を受けていたかたも加入できます。ただし、昭和三十年四月一日以前に生まれたかたで六十五歳になつたときに老齢年金を受ける資格を満たしていないかたは資格期間を満たすまでの七十歳まで任意加入ができます。

また、二十歳以上六十五歳未満のかたで、日本国内で加入していく必要があります。

Q. 以前は保険料を免除されていましたが、最近免除が認められなくなりました。どうしても納めなければならぬのでしょうか。なお、税金だけは差し押さえが怖いので納めるようにしています。

A. 免除の承認が得られなくなつたのは、所得が増え、保険料を納めなければならないと判断されたからと思われます。そのまま保険料を納めないと、年金を受け取るのに必要な資格を失つたり、将来受け取る年金額が低くなつたりす

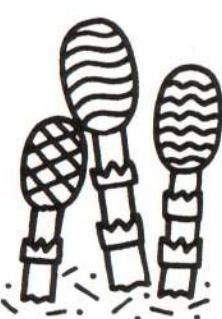
ることがありますので、ぜひ納めようにしてください。

年金制度は税金と同じように、全員が参加することを前提として成り立っている制度ですから、個人の考え方で保険料を納めないことがあれば、制度が存在できなくなることがあります。このため、保険料を納めることができます。このために、農業は国際化の時代を迎えていました。これに対しましても、国内の問題とも合わせ、「足腰の強い農業生産体制」と「豊かで住みよい農村」の育成を図ることが早急の課題と考えています。

現在、日本国内では、余剰米があるとはいえ、世界的に見ますと、食糧難の国も少なくありません。今後また「農」の時代が必ずやってくるはずです。これから、行政、農家の皆さん、農協などの関係機関が一体となつて、この非常に大変な時期、危機的な状況を乗り越えていきたいと思います。

## 国民年金の 保険料が変わります

平成十年四月から国民年金の定期保険料が五百円引き上げられ、月額一万三千三百円となります。また、付加保険料は月額一万三千七百円となります。



# 市長リポート

No. 155



## 農業苦難の時代を 乗り越える